

聖籠町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成31年3月13日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町条例第3号

聖籠町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する
条例

聖籠町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（昭和46年聖籠町条
例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給日」を「支給方法」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。